

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十二条第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十五人」を「二十六人」に改める。

附則第二項中「二十五人」を「二十六人」に、「二十六人」を「二十七人」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

中央防災会議の委員の定数を改める必要があるからである。